

## 大阪府と大阪ガスネットワーク株式会社との 高齢者の健康・生きがい就労等に向けた連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と大阪ガスネットワーク株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携により大阪府内の高齢者福祉の推進を図るため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が緊密な連携を図り、大阪府内における高齢者の健康・生きがい就労等に関する取組みを推進することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について連携し、協力する。

- (1)大阪府内市町村における高齢者の健康・生きがい就労の推進及びその効果検証（万博等のイベントにおける高齢者の社会参加による介護予防効果の検証）に関する事項
  - (2)大阪府内市町村におけるスマホ講座（サポーターの養成を含む。）等、DX推進に関する事項
  - (3)介護予防並びに世代間交流、子育て支援及びまちづくりを通じた社会参加の促進等、その他の高齢者福祉の推進に関する事項
- 2 甲と乙は、連携事項を推進するにあたっては、大阪府内市町村、事業者その他の団体等と連携するよう努めるものとする。
- 3 乙は、連携事項に係る取組みの一部について、甲と協議の上、乙の事業提携パートナーに協力を求めることができる。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （協定の期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙のいずれか一方から相手先に対し書面による申し出がない限り、同一内容で本協定を当該有効期間満了の日から起算して1年間更新するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが、本協定の解除を希望する場合は、解除しようとする日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解除することができる。

(守秘義務)

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報（個人情報を含む。）を、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、本協定に基づく活動の範囲を超えて第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(協議)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義が生じた場合、甲と乙は誠意をもって協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年3月27日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号  
大阪府  
大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪府大阪市中央区平野町四丁目1-2  
大阪ガスネットワーク株式会社  
代表取締役社長 村田 稔